

身体拘束等の適正化のための
指針・マニュアル

株式会社 Jun.
訪問看護ステーション Jun.

訪問看護ステーション Jun.（以下「当事業所」という。）における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

(1) 「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、利用者の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている。身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所においては、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、基本的には身体拘束等をしない看護サービスの提供を目指す。やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

(2) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他行動制限を禁止とする。

(3) 拘束を行う基準についてやむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

ご利用者等ご本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

② 非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

③ 一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合以上の3要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(4) 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活を営むことができるように助言する。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(5) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

事業所ホームページにおいて利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。

2. 身体拘束適正化を図る体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお年4回のうち2回は「虐待防止検討委員会」と同時に開催する。開催は3ヶ月に1回の開催のほかには身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催（適時委員会）の2種類とする。

(2) 委員会の設置目的

- ① 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 委員会の構成員

「身体拘束等適正化委員会」は当事業所の管理者を委員長とし、在籍する従業員全員が委員に属するものとする

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ① やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ② 協議の上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者がご利用者等、及びご家族等に対する説明書(書式 1)を作成する。
- ③ 身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シート(書式 2)を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④ 上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、ご本人、ご家族等に報告する。

4. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のための職員研修は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき身体拘束等の適正化を徹底する為に必要な内容が望ましい。研修は定期的に年 1 回実施し、新規採用従業員には必ず実施する。研修実施後は実施内容を研修シートに記録し保存する。研修が e ラーニング形式の場合は研修シートの提出は不要とし、研修修了証を保存する。

附則 この指針は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。

身体拘束の定義

厚生労働省より、示されている介護保険指定基準に示される項目を身体的・行動制限とする。禁止対象の行為は「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」と定められており、具体的には次に掲げるものである

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

書式①

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

利用者 _____ 様 (年 月 日生)

1. 利用者様の状態が下記の A・B・C をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において必要最小限の拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

A. 利用様本人の生命または身体が危険に刺される可能性が著しく高くなります。	
B. 身体拘束その他も行動制限を行う以外に代替する看護・介護がありません。	
C. 身体拘束その他の行動制限は一時的です。	
個別の状況による 身体拘束・行動制限の必要な理由	
身体拘束・行動制限の方法 (場所・内容・部位)	
身体拘束・行動制限の時間	
特記すべき心身の状況	
身体拘束・行動制限の開始および解除の 予定	令和 年 月 日 時 分より 令和 年 月 日 時 分まで

記

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

株式会社 Jun.

訪問看護ステーション Jun.

管理者 宮武 友香 印

(利用者様・家族様の確認欄)

上記の件について説明を受け、確認し、同意いたします。

令和 年 月 日

氏名 _____

(本人との続柄)

高齢者虐待防止のための指針・マニュアル

株式会社 Jun.
訪問看護ステーション Jun.

1. 基本方針

訪問看護ステーション Jun.（以下「当事業所」という。）は、「住み慣れた場所で快適な生活を送れること」を支援することを大切にしています。

私たちは、利用者一人ひとりの尊厳と意思を尊重し、いかなる理由があっても虐待を容認しません。また、虐待の防止を事業所全体で取り組むべき重要課題と位置付け、利用者が安心して在宅生活を継続できる環境づくりに努めます。

職員は日々の訪問を通じて利用者や家族との信頼関係を築きながら、虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応に取り組めます。

2. 高齢者虐待の定義

当事業所では、高齢者虐待防止法に基づき、次の行為を高齢者虐待と定義します。

(1) 身体的虐待

殴る、蹴る、つねるなど身体に傷や苦痛を与える行為、又は正当な理由なく身体拘束等により行動を制限することをいいます。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

必要な介護や医療を受けさせない、食事や清潔保持を怠るなど、生活環境や健康状態を悪化させることをいいます。

(3) 心理的虐待

暴言、威圧的な言動、無視、侮辱などにより精神的苦痛を与えることをいいます。

(4) 性的虐待

本人の意思に反する性的な行為や接触を行うことをいいます。

(5) 経済的虐待

本人の財産や年金を無断で使用するなど、不当に財産上の利益を得ることをいいます。

3. 虐待防止委員会

当事業所は、虐待防止のための体制整備を目的として虐待防止委員会を設置します。

委員会は管理者を委員長とし、常勤職員及び必要に応じて関係職員で構成します。

委員会は年1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催します。

委員会では、虐待防止に関する指針の見直し、虐待防止研修の企画及び実施、虐待リスクの把握、虐待事案発生時の対応、再発防止策の検討その他虐待防止に必要な事項について協議します。

4. 職員研修

職員に対し、虐待防止に関する研修を年1回以上実施します。

また、新規採用職員には入職時研修を実施します。

研修では、高齢者虐待防止法の理解、高齢者虐待の種類と具体例、虐待の早期発見、利用者の権利擁護、身体拘束等の適正化及び虐待発生時の対応方法等について学び、虐待防止に関する知識の向上を図ります。

研修実施記録は適切に保管します。

5. 虐待の予防と早期発見

訪問看護は利用者の生活の場に関わるサービスであり、虐待の兆候を発見しやすい立場にあります。

職員は、不自然な外傷やあざ、急激な体重減少や栄養状態の悪化、著しく不衛生な生活環境、利用者が家族や介護者を極端に恐れている様子、必要な介護や医療が受けられていない状況、金銭管理に関する不自然な点及び家族等による利用者の発言の過度な制限などに注意し、虐待の早期発見に努めます。

また、虐待は家庭内や身近な関係者との間で発生することが多く、表面化しにくい問題であることを認識し、日頃から利用者や家族の変化に注意を払います。

6. 虐待発見時の対応

職員は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全確保を最優先とし、速やかに管理者へ報告します。

管理者は事実確認を行い、その内容を記録するとともに、必要に応じて地域包括支援センター、市町村担当部署、介護支援専門員、主治医その他関係機関と連携し、適切な対応を行います。

生命又は身体に重大な危険がある場合は、市町村や警察等へ速やかに通報し、利用者の保護を優先します。

虐待が確認された場合又は虐待の可能性が高いと判断された場合は、原因分析を行い、再発防止に向けた対策を検討し、組織的に取り組みます。

7. 職員の責務

職員は利用者の権利及び尊厳を尊重し、虐待防止に努めます。

また、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待又は虐待が疑われる事案を把握した際には速やかに報告し、適切な記録を行い、関係機関との連携を図るほか、継続的な研修への参加等を通じて知識及び技術の向上に努めるものとします。

8. 相談・苦情への対応

利用者及び家族から虐待に関する相談や苦情を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応します。相談内容は適切に記録し、必要に応じて関係機関と連携しながら事実確認を行います。また、相談者及び通報者が不利益を受けることがないよう個人情報の保護に十分配慮し、安心して相談できる環境づくりに努めます。

9. 指針の閲覧

本指針は事業所内に備え付けるとともに、利用者及び家族から求めがあった場合はいつでも閲覧できるものとします。

また、当事業所のホームページ等を通じて公表し、周知に努めます。

10. その他

当事業所は、高齢者虐待防止に関する取組を継続的に見直し、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上に努めます。

また、法令改正や運営状況等に応じて本指針の内容を適宜見直すものとします。

附則 この指針は、令和7年6月1日から施行する。